

砥部町男女共同参画推進本部設置要綱

平成23年4月21日

訓令第3号

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会の形成の実現に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、砥部町男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画の総合的な計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の連絡調整に関すること。
- (3) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長を、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、別表1に掲げる職員をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(推進委員会)

第5条 第2条の所掌事項に関する具体的事項について調査し検討するために、推進本部に推進委員会を置く。

- 2 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長には企画財政課長を、副委員長には企画財政課長補佐を、委員には別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総括し、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、企画財政課において行う。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部及び推進委員会の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成26年3月27日訓令第8号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日訓令第6号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月6日訓令第4号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日訓令第5号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

総務課長、企画財政課長、地域振興課長、商工観光課長、税務課長、保険健康課長、介護福祉課長、子育て支援課長、建設課長、農林課長、町民課長、上下水道課長、会計課長、学校教育課長、社会教育課長、議会事務局長
--

別表2（第5条関係）

総務課、企画財政課、地域振興課、商工観光課、税務課、保険健康課、介護福祉課、子育て支援課、建設課、農林課、町民課、上下水道課、会計課、学校教育課、社会教育課及び議会事務局に所属する概ね係長以上の職員で本部長の認めた者
--